

西宮市入湯税の課税免除の取扱いに関する要綱 ①

(平成26年4月1日)

沿革

令和5年4月1日 ①

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市市税条例（昭和25年西宮市条例第15号。以下「条例」という。）第117条の規定による入湯税の課税免除の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 ①

(課税免除の範囲) ①

第2条 条例第117条第1号に規定する年齢は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 ①

2 条例第117条第2号に規定する浴場は、次の各号に掲げるものをいう。 ①

(1) 共同浴場 業として経営される浴場ではないもので、日常の利用に供されるもの ①

(2) 一般公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められているもの ①

3 条例第117条第4号に規定する者は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者をいう。 ①

(入湯料金)

第3条 条例第117条第5号に規定する入湯料金は、鉱泉浴場で入湯するために支払う必要がある入湯料、入館料、施設利用料、会費その他の料金（複数料金が必要な場合はその合計額）をいう。 ①

2 前項の入湯料金に入湯以外に係る料金が含まれる場合で、入湯のみの料金が区分され、かつ、当該料金で入湯のみの利用が可能であるときは、当該料金を入湯料金とする。

3 あらかじめ入湯料金を支払うことにより購入した鉱泉浴場利用券により入湯する場合

で、当該利用券が次の各号に掲げるものに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を入湯料金とする。

(1) 回数券など複数日数の利用が可能な鉱泉浴場利用券 当該利用券の購入価格を利用できる日数で除した額

(2) 月額会費など一定期間内であれば利用日数の制約がない鉱泉浴場利用券 当該利用券の購入価格を当該期間に含まれる日数で除した額

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。 ①

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。